熊本県公報

号外　第５３号
令和４年(2022年)
12月27日(火)
(毎週　火・金発行)

目　次

条　例

○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……（人事課）　4
○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例……（　〃　）　4
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例……（財政課）　33
○個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例……（県政情報文書課）　34
○熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例……（　〃　）　36
○熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……（市町村課）　38
○熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例……（商工振興金融課）　38
○熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例…（農村計画課）　38

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

１　次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。

(1)　火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の譲渡又は譲受けの許可等に関する事務（別表第１２号関係）
　移譲先：人吉市、五木村、山江村

(2)　農地法に基づく事務のうち、農地転用の許可等に関する事務（別表第１６号関係）
　移譲先：水俣市

(3)　浄化槽法に基づく浄化槽の設置等に関する事務（別表第３７号関係）
　移譲先：水俣市

(4)　熊本県港湾管理条例に基づく事務のうち、港湾施設の使用等の許可等に関する事務（別表第６０号関係）
　移譲先：天草市（本渡港の港湾施設に係る事務）

２　旅券法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（別表第１５号関係）

３　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（別表第３０号関係）

４　その他規定の整理を行うこととした。（別表第４号、別表第５号、別表第１３号、別表第１７号、別表第２９号、別表第６０号関係）

５　この条例は、令和５年４月１日から施行することとした。ただし、２は令和５年３月２７日から、４は公布の日から施行することとした。

６　所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

１　熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第１条】

(1)　勤勉手当の支給月数を０．１月分（再任用職員にあっては０．０５月分）引き上げる改定を行うこととした。（第１５条の６関係）

(2)　給料表の引上げ改定を行うこととした。（別表第１－別表第４関係）

２　熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正【第２条】

令和５年４月以降の勤勉手当について、支給月数を０．０５月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては０．０２５月分）引き下げる改定を行うこととした。（第１５条の６関係）

３　熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第３条】

(1)　勤勉手当の支給月数を０．１月分（再任用職員にあっては０．０５月分）引き上げる改定を行うこととした。（第１７条関係）

(2)　給料表の引上げ改定を行うこととした。（別表第１関係）

４　熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第４条】
　令和５年４月以降の勤勉手当について、支給月数を０．０５月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては０．０２５月分）引き下げる改定を行うこととした。（第１７条関係）
５　熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第５条】
　給料表の引上げ改定を行うこととした。（別表第１関係）
６　熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第６条】
(1)　給料表の引上げ改定を行うこととした。（第７条関係）
(2)　期末手当の支給月数を０．０５月分引き上げる改定を行うこととした。（第８条、第９条関係）
７　熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第７条】
　令和５年４月以降の期末手当について、支給月数を０．０２５月分引き下げる改定を行うこととした。（第８条、第９条関係）
８　熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第８条】
(1)　給料表の引上げ改定を行うこととした。（第５条関係）
(2)　期末手当の支給月数を０．０５月分引き上げる改定を行うこととした。（第６条関係）
９　熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第９条】
　令和５年４月以降の期末手当について、支給月数を０．０２５月分引き下げる改定を行うこととした。（第６条関係）
１０　熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正【第１０条】
　期末手当の支給月数を０．０５月分引き上げる改定を行うこととした。（第４条関係）
１１　熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正【第１１条】
　令和５年４月以降の期末手当について、支給月数を０．０２５月分引き下げる改定を行うこととした。（第４条関係）
１２　熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正【第１２条】
　期末手当の支給月数を０．０５月分引き上げる改定を行うこととした。（第４条関係）
１３　熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正【第１３条】
　令和５年４月以降の期末手当について、支給月数を０．０２５月分引き下げる改定を行うこととした。（第４条関係）
１４　熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正【第１４条】
　期末手当の支給月数を０．０５月分引き上げる改定を行うこととした。（第５条関係）
１５　熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正【第１５条】
　令和５年４月以降の期末手当について、支給月数を０．０２５月分引き下げる改定を行うこととした。（第５条関係）
１６　この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、２、４、７、９、１１、１３及び１５は、令和５年４月１日から施行することとした。
１７　１(2)、３(2)、５、６(1)及び８(1)は、令和４年４月１日から適用することとした。（附則第２項関係）
１８　１(1)、３(1)、６(2)、８(2)、１０、１２及び１４は、令和４年１２月１日から適用することとした。（附則第３項関係）
１９　所要の経過措置等を定めることとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例
１　知事が認定する獣医師に豚熱予防液を交付する際の手数料を新設することとした。（第２条、第３条関係）
２　旅券法の一部改正等を踏まえ、次のとおり手数料の額を改定することとした。（第２条関係）
　一般旅券の発給手数料　　２，０００円から２，０００円ほかに改定
３　旅券法の一部改正等に伴い、一般旅券の査証欄の増補手数料を廃止することとした。（第２条関係）
４　旅券法の一部改正等に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第２条、第３条関係）
５　この条例は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める日から施行することとした。
(1)　１　公布の日
(2)　２、３、４、６及び７　令和５年３月２７日
６　所要の経過措置を定めることとした。
７　３に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。（附則第４項関係）

◇個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例
１　熊本県情報公開条例の一部改正【第１条】
(1)　個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、行政機関等匿名加工情報等を不開示情報に追加することとした。（第７条関係）

(2)　個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、行政機関等匿名加工情報等を公益上の理由による裁量的開示の対象外とすることとした。（第９条関係）
２　熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部改正【第２条】
(1)　個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義を見直すこととした。（第１４条関係）
(2)　個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、行政機関等匿名加工情報等を特定歴史公文書に係る利用不可情報に追加することとした。（第１５条関係）
(3)　その他規定の整理を行うこととした。（第１６条関係）
３　熊本県行政不服審査会条例の一部改正【第３条】
４(1)に伴い、熊本県行政不服審査会の所掌事務を明確化することとした。
４　熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正【第４条】
(1)　熊本県情報公開・個人情報保護審議会を行政不服審査法第８１条第１項に規定する機関とすることとした。（第２条関係）
(2)　個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、熊本県情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務を見直すこととした。（第２条の２関係）
(3)　個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第９条－第１１条、第１３条、第１４条関係）
(4)　その他規定の整理を行うこととした。（第３条、第７条、第１２条、第１３条、第１５条関係）
５　この条例は、令和５年４月１日から施行することとした。
６　所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例
１　趣旨について定めることとした。（第１条関係）
２　用語の定義について定めることとした。（第２条関係）
３　個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表について定めることとした。（第３条関係）
４　保有個人情報の開示義務について定めることとした。（第４条関係）
５　開示決定等の期限について定めることとした。（第５条関係）
６　開示決定等の期限の特例について定めることとした。（第６条関係）
７　開示請求に係る手数料等について定めることとした。（第７条関係）
８　審査請求の手続における諮問について定めることとした。（第８条関係）
９　行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について定めることとした。（第９条関係）
１０　審議会への諮問について定めることとした。（第１０条関係）
１１　その他この条例の施行に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。（第１１条関係）
１２　この条例は、令和５年４月１日から施行することとした。
１３　熊本県個人情報保護条例を廃止することとした。（附則第２項関係）
１４　所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
１　選挙運動用自動車の使用の公費負担額のうち選挙運動用自動車の借入れ契約に係る単価を改正することとした。（第４条関係）
２　選挙運動用自動車の使用の公費負担額のうち選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約に係る単価を改正することとした。（第４条関係）
３　選挙運動用ビラの作成の公費負担額の単価を改正することとした。（第８条関係）
４　選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の単価を改正することとした。（第１１条関係）
５　その他規定の整理を行うこととした。（第８条関係）
６　この条例は、公布の日から施行することとした。
７　所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例
１　県が回収納付金を受け取る権利を放棄することができる場合に、私的整理に関する指針として知事が認めるものに基づき策定された、事業の再生に関する計画又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に関する計画を追加することとした。（第３条関係）
２　その他規定の整理を行うこととした。（第３条関係）
３　この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
１　受益者から徴収する負担金について、消費税及び地方消費税に関する規定を追加することとした。（第３条、第４条関係）

２　受益者が国営土地改良事業で取得した土地を当該事業完了後一定期間内に目的外用途に供した場合等に、県がその者から徴収する特別徴収金について定めることとした。（第１条、第５条関係）
３　その他規定の整理を行うこととした。（第４条、第６条関係）
４　この条例は、公布の日から施行することとした。

条　　例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和４年１２月２７日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４０号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成１１年熊本県条例第５８号）の一部を次のように改正する。

別表第４号事務の欄中「第１８号及び第３１号」を「第１７号及び第２９号」に改め、同欄(7)中「第９６条の２第５項」を「第９６条の２第７項」に改め、同表第５号事務の欄(8)中「第９６条の２第５項」を「第９６条の２第７項」に改め、同表第１２号市町村等の欄中「八代市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、球磨村、苓北町」を「各市町村（熊本市を除く。）」に改め、同表第１３号事務の欄中「第６１号」を「第６０号」に改め、同表第１５号事務の欄中(11)を(12)とし、(8)から(10)までを１ずつ繰り下げ、(7)を削り、(6)を(8)とし、同欄(5)中「、第１０条第４項及び第１２条第３項」を「及び第１０条第４項」に、「第３項の」を「第３項前段の」に改め、同欄(5)を同欄(6)とし、その次に次のように加える。

(7)　法第８条第２項及び第３項後段の規定による現有旅券の返納の受理に関する事務

別表第１５号事務の欄(4)の次に次のように加える。

(5)　法第３条第５項の規定による申請者が現に所持する一般旅券の確認に関する事務

別表第１６号市町村等の欄中「荒尾市」の次に「、水俣市」を加え、同表第１７号事務の欄中「第５号」を「第４号」に改め、同表第２９号事務の欄中「第５号」を「第４号」に改め、同表第３０号市町村等の欄中「各市町村（」の次に「熊本市、」を加え、同表第３７号市町村等の欄中「荒尾市」の次に「、水俣市」を加え、同表第６０号事務の欄中「第１４号」を「第１３号」に改め、「、本渡港」を削り、「西港浮桟橋に係るもの」の次に「、本渡港の港湾施設にあっては港湾施設用地（大矢崎緑地、大矢崎広場及び大矢崎駐車場に係るものに限る。）に係るもの」を加え、同号市町村等の欄中「(2)に掲げる事務」の次に「のうち、本渡港の港湾施設に係る事務（大矢崎緑地、大矢崎広場及び大矢崎駐車場に係るものに限る。以下この号において同じ。）にあっては天草市、本渡港の港湾施設に係る事務以外のもの」を、「(2)の許可に係るもの」の次に「（本渡港の港湾施設に係る事務に限る。）にあっては天草市、(2)の許可に係るもの（本渡港の港湾施設に係る事務を除く。）」を加える。

附　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　別表第４号、第５号、第１３号、第１７号及び第２９号の改正規定並びに同表第６０号事務の欄の改正規定（「第１４号」を「第１３号」に改める部分に限る。）　公布の日

(2)　別表第１５号の改正規定　令和５年３月２７日

２　この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和４年１２月２７日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４１号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

第１条　熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和２６年熊本県条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１５条の６第２項第１号中「１００分の９５」を「１００分の１０５」に、「１００分の１１５」を「１００分の１２５」に改め、同項第２号中「１００分の４５」を「１００分の５０」に、「１００分の５５」を「１００分の６０」に改める。

別表第１から別表第４までを次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

再任用職員以外の職員	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600						
	95		295,200	343,100						
	96		295,600	343,500						
	97		295,800	343,700						
	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						
	101		297,100	345,100						
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考　この表は、他の条例に別段の定めのあるものを除くほか、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第１５条の９及び附則第２項に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第２（第４条関係）

公　安　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200

	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
再任用職員以外の職員	69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
	73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800			
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000			
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200			
	94	300,600	324,200	350,600	384,200					
	95	301,700	325,600	352,100	384,800					
	96	303,000	326,900	353,600	385,300					

	97	304,100	328,100	354,900	385,700					
	98	305,300	329,400	356,100	386,100					
	99	306,500	330,700	357,200	386,700					
	100	307,700	332,000	358,400	387,200					
	101	308,900	333,400	359,500	387,600					
	102	309,900	334,300	360,600	388,100					
	103	311,000	335,400	361,700	388,700					
	104	312,000	336,600	362,900	389,200					
	105	312,800	337,700	364,100	389,500					
	106	313,400	338,800	364,600	389,900					
	107	314,000	339,800	365,200	390,400					
	108	314,700	340,900	365,800	390,700					
	109	315,200	342,100	366,400	391,000					
	110	315,700	343,100	366,900	391,500					
	111	316,200	344,100	367,400	392,000					
	112	316,800	345,000	367,900	392,500					
	113	317,600	345,900	368,300	392,800					
	114	318,300	346,800	368,700	393,300					
	115	319,000	347,800	369,300	393,800					
	116	319,700	348,800	369,800	394,300					
	117	320,300	349,800	370,200	394,600					
	118	321,100	350,300	370,700	395,100					
	119	321,800	350,900	371,300	395,600					
	120	322,600	351,500	371,800	396,100					
	121	323,200	351,800	372,000	396,500					
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126		353,900	374,400						
	127		354,400	374,900						
	128		354,800	375,400						
	129		355,200	375,700						
	130		355,600	376,200						
	131		356,000	376,700						
	132		356,400	377,200						
	133		356,600	377,500						
	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考　この表は、警察官に適用する。

別表第３（第４条関係）

研　究　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000

再任用職員以外の職員	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	264,500	318,600	388,600		
	75	265,700	319,700	389,200		
	76	266,700	320,800	389,900		
	77	267,700	321,900	390,600		
	78	268,800	322,900	391,200		
	79	270,000	323,800	391,800		
	80	270,900	324,700	392,400		
	81	272,100	325,800	393,000		
	82	273,300	326,600	393,600		
	83	274,500	327,300	394,200		
	84	275,500	328,100	394,800		
	85	276,600	328,600	395,300		
	86	277,600	329,100	395,800		
	87	278,700	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		

	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考　この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第４（第４条関係）

医　療　職　給　料　表

ア　医療職給料表（１）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700

	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
再任用職員以外の職員	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考　この表は、医療施設、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ　医療職給料表（２）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000

		41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
		42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
		43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
		44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
		45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
		46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
		47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
		48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
		49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
		50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
		51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
		52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
		53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
		54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
		55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
		56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
		57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
		58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
		59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
		60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
		61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
		62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
		63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
	任用職員以外の職員	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
		65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
		66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
		67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
		68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
		69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
		70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
		71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
		72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
		73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
		74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
		75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
		76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
		77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
		78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
		79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
		80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
		81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
		82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
		83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
		84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
		85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
		86		289,500	325,400	346,300			
		87		289,700	325,600	346,600			
		88		289,900	326,000	346,900			

	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考　この表は、医療施設、保健所、家畜保健衛生所、教育機関等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表（３）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700

	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
再任用職員以外の職員	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	

89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				

	137	300,900	331,700				
	138	301,200	332,100				
	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考　この表は、医療施設、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第２条　熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１５条の６第２項第１号中「１００分の１０５」を「１００分の１００」に、「１００分の１２５」を「１００分の１２０」に改め、同項第２号中「１００分の５０」を「１００分の４７．５」に、「１００分の６０」を「１００分の５７．５」に改める。

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和２９年熊本県条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１７条第２項第１号中「１００分の９５」を「１００分の１０５」に改め、同項第２号中「１００分の４５」を「１００分の５０」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

教　育　職　給　料　表　（２）

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	特２級	３　級	４　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	

	41	236,800	290,600	352,400	404,800	
	42	238,500	292,700	354,500	406,200	
	43	240,100	294,700	356,400	407,500	
	44	241,700	296,900	358,500	409,000	
	45	242,900	298,900	360,300	410,600	
	46	244,200	301,300	362,300	411,900	
	47	245,500	303,500	364,200	413,400	
	48	246,600	306,100	366,200	415,000	
	49	247,900	308,300	367,800	416,700	
	50	249,300	310,700	369,600	418,100	
	51	250,500	313,000	371,500	419,700	
	52	251,900	315,200	373,500	421,200	
	53	253,000	317,300	375,300	422,900	
	54	254,200	319,100	377,100	424,400	
	55	255,500	320,700	378,900	426,000	
	56	256,500	322,300	380,600	427,600	
	57	257,800	324,200	382,100	429,100	
	58	258,500	326,300	383,700	430,600	
	59	259,600	328,400	385,400	431,800	
	60	260,600	330,400	387,100	433,000	
	61	261,700	332,500	388,300	434,200	
	62	262,600	334,600	389,700	435,500	
	63	263,700	336,800	391,100	436,800	
	64	264,500	339,000	392,400	438,000	
	65	265,800	340,700	393,800	439,200	
	66	267,200	342,900	395,000	440,400	
	67	268,600	344,900	396,400	441,600	
	68	270,200	347,100	397,800	442,800	
	69	271,500	348,900	399,100	444,000	
	70	272,800	350,800	400,400	445,200	
	71	274,100	352,800	401,800	446,400	
	72	275,400	354,800	403,100	447,600	
	73	276,400	356,400	404,400	448,700	
	74	277,600	358,300	405,800	449,300	
	75	278,900	360,100	407,200	449,800	
再任用職員以外の職員	76	279,900	362,000	408,500	450,300	
	77	280,800	363,800	409,700	450,800	
	78	281,800	365,500	410,900		
	79	282,800	367,200	412,200		
	80	283,800	368,800	413,600		
	81	284,900	370,300	414,900		
	82	286,100	371,800	416,100		
	83	287,300	373,300	417,100		
	84	288,500	374,700	418,300		
	85	289,500	375,800	419,500		
	86	290,600	377,200	420,700		
	87	291,600	378,600	421,900		
	88	292,800	379,900	422,900		

89	293,900	381,200	424,000	
90	295,000	382,500	425,000	
91	296,200	383,700	426,000	
92	297,400	385,000	427,000	
93	297,900	386,300	427,900	
94	298,900	387,400	428,700	
95	300,000	388,700	429,500	
96	301,200	389,900	430,300	
97	302,200	391,300	431,100	
98	303,300	392,300	431,500	
99	304,300	393,400	431,900	
100	305,400	394,400	432,300	
101	306,300	395,300	432,700	
102	307,400	396,300	433,000	
103	308,500	397,400	433,300	
104	309,500	398,500	433,600	
105	310,100	399,200	433,900	
106	311,000	400,100	434,200	
107	311,800	401,000	434,500	
108	312,600	401,900	434,700	
109	313,500	402,700	434,900	
110	313,900	403,600	435,200	
111	314,300	404,400	435,500	
112	314,800	405,200	435,700	
113	315,400	405,800	435,900	
114	315,800	406,500	436,200	
115	316,300	407,200	436,500	
116	316,800	407,900	436,700	
117	317,400	408,500	436,900	
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		

	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考　１　この表は、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

２　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第４条　熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１７条第２項第１号中「１００分の１０５」を「１００分の１００」に改め、同項第２号中「１００分の５０」を「１００分の４７．５」に改める。

（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第５条　熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和２９年熊本県条例第２０号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

教　育　職　給　料　表　（３）

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	特２級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	

	41	235,800	266,600	351,300	374,000	
	42	237,500	268,900	353,100	375,400	
	43	239,100	271,100	354,700	376,800	
	44	240,700	273,200	356,400	378,300	
	45	242,300	275,300	358,200	379,700	
	46	243,800	277,500	359,900	381,300	
	47	245,100	279,600	361,200	382,900	
	48	246,400	281,500	362,800	384,400	
	49	247,500	283,800	364,000	385,800	
	50	248,800	285,500	365,500	387,300	
	51	250,200	287,400	367,100	388,800	
	52	251,300	289,200	368,700	390,200	
	53	252,400	290,600	370,100	391,400	
	54	253,800	292,700	371,600	392,700	
	55	254,800	294,700	373,100	393,800	
	56	255,800	296,900	374,600	394,900	
	57	257,000	298,900	376,100	396,300	
	58	258,000	301,300	377,500	397,500	
	59	259,100	303,500	378,900	398,700	
	60	260,100	306,100	380,200	400,000	
	61	261,300	308,300	381,100	401,200	
	62	262,000	310,700	382,300	402,200	
	63	262,900	313,000	383,500	403,600	
	64	263,500	315,200	384,600	404,900	
	65	264,500	317,300	385,500	406,100	
	66	265,900	319,100	386,700	407,200	
	67	267,000	320,700	387,700	408,400	
	68	268,300	322,300	388,800	409,500	
	69	269,800	324,200	390,000	410,500	
	70	271,300	326,300	391,000	411,700	
	71	272,600	328,400	392,100	412,900	
	72	274,000	330,400	393,300	414,100	
	73	274,800	332,500	394,300	414,700	
再任用職員以外の職員	74	275,800	334,600	395,400	415,500	
	75	277,000	336,800	396,500	416,200	
	76	278,000	339,000	397,600	416,700	
	77	279,200	340,700	398,500	417,000	
	78	280,200	342,600	399,400	417,400	
	79	281,400	344,300	400,400	417,800	
	80	282,300	346,100	401,400	418,200	
	81	283,500	347,900	402,200	418,500	
	82	284,300	349,700	403,000	418,900	
	83	285,300	351,100	403,700	419,300	
	84	286,300	352,900	404,500	419,600	
	85	287,200	354,100	405,200	419,900	
	86	288,100	355,700	406,000	420,300	
	87	288,800	357,200	406,700	420,700	
	88	289,800	358,700	407,400	421,000	

89	290,800	360,000	408,000	421,300	
90	291,700	361,300	408,700	421,600	
91	292,600	362,700	409,200	421,900	
92	293,400	364,100	409,900	422,100	
93	293,700	365,600	410,300	422,300	
94	294,400	366,900	410,700		
95	295,100	368,200	411,000		
96	295,900	369,400	411,300		
97	296,700	370,400	411,600		
98	297,500	371,400	411,900		
99	298,300	372,400	412,200		
100	299,000	373,400	412,400		
101	299,900	374,300	412,600		
102	300,400	375,300	412,900		
103	300,900	376,300	413,200		
104	301,400	377,300	413,400		
105	301,600	378,100	413,600		
106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		
108	302,500	380,900	414,400		
109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700	414,900		
111	303,200	383,700	415,200		
112	303,500	384,700	415,400		
113	303,700	385,300	415,600		
114	303,900	386,200	415,900		
115	304,100	387,100	416,200		
116	304,400	388,000	416,400		
117	304,700	388,800	416,600		
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			

	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考　１　この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

２　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

（熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第６条　熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１５年熊本県条例第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表中「３７５，０００」を「３７６，０００」に改める。

第８条第２項及び第９条第２項中「１００分の１６２．５」を「１００分の１６７．５」に改める。

第７条　熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項及び第９条第２項中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６５」に改める。

（熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第８条　熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成１５年熊本県条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項の表中「３９７，０００」を「３９８，０００」に改め、同条第２項の表中「３３１，０００」を「３３２，０００」に改める。

第６条第２項中「１００分の１６２．５」を「１００分の１６７．５」に改める。

第９条　熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６５」に改める。

（熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第１０条　熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和２７年熊本県条例第１１１号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書中「１００分の１６２．５」を「１００分の１６７．５」に改める。

第１１条　熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条ただし書中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６５」に改める。

（熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正）

第１２条　熊本県教育長等の給与等に関する条例（昭和６３年熊本県条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第４条ただし書中「１００分の１６２．５」を「１００分の１６７．５」に改める。

第１３条　熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条ただし書中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６５」に改める。

（熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正）
第１４条　熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和２８年熊本県条例第１１号の２）の一部を次のように改正する。
第５条ただし書中「１００分の１６２．５」を「１００分の１６７．５」に改める。
第１５条　熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。
第５条ただし書中「１００分の１６７．５」を「１００分の１６５」に改める。

附　則

（施行期日等）
１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条、第７条、第９条、第１１条、第１３条及び第１５条の規定は、令和５年４月１日から施行する。
２　第１条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「第１条改正後一般職給与条例」という。）別表第１から別表第４までの規定、第３条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例（以下「第３条改正後県立学校職員給与条例」という。）別表第１の規定、第５条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「第５条改正後市町村立学校職員給与条例」という。）別表第１の規定、第６条の規定による改正後の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「第６条改正後任期付職員条例」という。）第７条の規定及び第８条の規定による改正後の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「第８条改正後任期付研究員条例」という。）第５条の規定は、令和４年４月１日から適用する。
３　第１条改正後一般職給与条例第１５条の６の規定、第３条改正後県立学校職員給与条例第１７条（第５条改正後市町村立学校職員給与条例第１６条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定、第６条改正後任期付職員条例第８条及び第９条の規定、第８条改正後任期付研究員条例第６条の規定、第１０条の規定による改正後の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「第１０条改正後知事等給与条例」という。）第４条の規定、第１２条の規定による改正後の熊本県教育長等の給与等に関する条例（以下「第１２条改正後教育長等給与条例」という。）第４条の規定並びに第１４条の規定による改正後の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（以下「第１４条改正後議員報酬等条例」という。）第５条の規定は、令和４年１２月１日から適用する。

（給与の内払）
４　第１条改正後一般職給与条例、第３条改正後県立学校職員給与条例、第５条改正後市町村立学校職員給与条例、第６条改正後任期付職員条例、第８条改正後任期付研究員条例、第１０条改正後知事等給与条例、第１２条改正後教育長等給与条例又は第１４条改正後議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。
(1)　第１条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例　第１条改正後一般職給与条例
(2)　第３条の規定による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例　第３条改正後県立学校職員給与条例
(3)　第５条の規定による改正前の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例　第５条改正後市町村立学校職員給与条例
(4)　第６条の規定による改正前の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例　第６条改正後任期付職員条例
(5)　第８条の規定による改正前の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例　第８条改正後任期付研究員条例
(6)　第１０条の規定による改正前の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例　第１０条改正後知事等給与条例
(7)　第１２条の規定による改正前の熊本県教育長等の給与等に関する条例　第１２条改正後教育長等給与条例
(8)　第１４条の規定による改正前の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例　第１４条改正後議員報酬等条例
５　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和４年１２月２７日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４２号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成１２年熊本県条例第９号）の一部を次のように改正する。
第２条第１項第２６１号の次に次の１号を加える。
(261)の２　家畜伝染病予防法第５０条の規定による動物用生物学的製剤の使用の許可（同法第３条の２第１項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に定める知事が認定する獣医師に対するものに限る。）に係る豚熱予防液の交付　豚熱予防液交付手数料　１頭１回につき　７０円
第２条第１項第２９７号中「第２項」を「第３項」に、「第４条第１項第１号」を「第６条第１項第１号」に改め、「２，０００円」の次に「。ただし、旅券法第２０条第２項

の規定の適用を受ける場合には、４，０００円」を加え、同項第２９８号中「第４条第１項第２号」を「第６条第１項第２号」に改め、同項第２９９号から第３０１号までを次のように改める。

(299) から(301) まで　削除

第３条の表第２条第１項第９３号の２、第１３０号から第１３２号まで、第２９７号、第２９８号、第３０１号、第３７２号、第４００号の４、第４００号の７、第４００号の８、第４０４号、第４０５号、第４０６号、第４０８号、第４１２号及び第４８３号（自動車の保管場所の確保等に関する法律第４条第１項ただし書の規定による通知を行ったときの保管場所標章の交付に係る部分を除く。）の手数料の項中「、第３０１号」を削り、同表第２条第１項第２５９号の手数料（家畜伝染病予防法第５条第１項の規定に基づく家畜の検査（ヨーネ病の検査に限る。）に限る。）の項の次に次のように加える。

第２条第１項第２６１号の２の手数料	豚熱予防液の交付を受けようとする者	納付すべき手数料の額を通知した日から１５日以内

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第２条第１項第２６１号の次に１号を加える改正規定、第３条の表第２条第１項第２５９号の手数料（家畜伝染病予防法第５条第１項の規定に基づく家畜の検査（ヨーネ病の検査に限る。）に限る。）の項の次に１項を加える改正規定　公布の日

(2)　前号に掲げる規定以外の規定　令和５年３月２７日

（経過措置）

２　前項第２号に掲げる規定の施行の際現にされている改正前の第２条第１項第３０１号に掲げる事務に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

３　この条例による改正後の第２条第１項第２９７号ただし書の規定は、附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律（令和４年法律第３３号）による改正後の旅券法（昭和２６年法律第２６７号）第１８条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合における一般旅券の発給に係る手数料について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合における一般旅券の発給に係る手数料については、なお従前の例による。

（熊本県収入証紙条例の一部改正）

４　熊本県収入証紙条例（昭和３９年熊本県条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第１手数料の項第２７３号から第２７５号までを次のように改める。

273 から275 まで　削除

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和４年１２月２７日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４３号

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

（熊本県情報公開条例の一部改正）

第１条　熊本県情報公開条例（平成１２年熊本県条例第６５号）の一部を次のように改正する。

第７条第２号の次に次の１号を加える。

(2)の２　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６０条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第１項に規定する保有個人情報から削除した同法第２条第１項第１号に規定する記述等若しくは同条第２項に規定する個人識別符号

第９条中「第７条第１号」の次に「及び第２号の２」を加える。

（熊本県行政文書等の管理に関する条例の一部改正）

第２条　熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成２３年熊本県条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１４条第３項中「個人情報（」の次に「生存する」を、「情報と」の次に「容易に」を加える。

第１５条第１項第１号イ中「掲げる情報」の次に「又は同条第２号の２に掲げる情報（同号に規定する行政機関等匿名加工情報以外の情報にあっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６０条第１項に規定する保有個人情報に該当するものに限る。）」を加える。

第１６条中「、同号イに掲げる情報」の次に「（情報公開条例第７条第２号の２に規定する行政機関等匿名加工情報を除く。）」を、「個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律第６０条第１項に規定する保有個人情報に該当するものを除く。）」を

加える。
（熊本県行政不服審査会条例の一部改正）
第３条　熊本県行政不服審査会条例（平成２７年熊本県条例第６０号）の一部を次のように改正する。
第２条中「事項」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０５条第３項において準用する同条第１項に規定する審査請求に係るものを除く。）」を加える。
（熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）
第４条　熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成３１年熊本県条例第９号）の一部を次のように改正する。
第２条を次のように改める。
（設置）
第２条　次条各号に掲げる事務を行うため、知事の附属機関として、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８１条第１項に規定する同法の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０５条第３項において準用する同条第１項に規定する審査請求に係るものに限る。）を処理するための機関とする。
第２条の次に次の１条を加える。
（所掌事務）
第２条の２　審議会の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)　熊本県情報公開条例（平成１２年熊本県条例第６５号）第１９条第１項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
(2)　個人情報の保護に関する法律第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
(3)　熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年熊本県条例第４８号）第４５条第１項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
(4)　熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年熊本県条例第４４号）第１０条の規定又は熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第５０条の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
(5)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２８条第１項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則（平成２６年特定個人情報保護委員会規則第１号）第７条第４項の規定により、特定個人情報ファイル（同法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて調査審議し、意見を述べること。
(6)　情報公開に関する重要事項を調査審議し、意見を述べること。
(7)　前各号に掲げる事務のほか、個人情報の保護に関して審議会が必要であると認める事項について、調査審議し、意見を述べること。
第３条中「前条第１号及び第３号」を「前条第１号から第３号まで」に改める。
第７条第１項中「第２条第４号」を「第２条の２第５号」に改める。
第９条第１項中「第２条第１号」を「第２条の２第１号から第３号まで」に改め、「規定する諮問実施機関」の次に「、個人情報の保護に関する法律第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定により諮問をした実施機関及び熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第４５条第１項の規定により諮問をした議会」を加え、「同条例」を「熊本県情報公開条例」に改め、「第３項において同じ。）」の次に「又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第６０条第１項及び熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第２条第４項に規定する保有個人情報をいう。次項及び第３項において同じ。）」を加え、同条第２項中「行政文書」の次に「又は保有個人情報」を加え、同条第３項中「第２条第１号」を「第２条の２第１号から第３号まで」に改め、「情報」の次に「又は保有個人情報に含まれている情報」を加え、同条第４項中「審査請求に係る」を「第２条の２第１号又は第３号に掲げる事務に係る」に改め、「（平成２６年法律第６８号）」を削り、「諮問実施機関（」の次に「個人情報の保護に関する法律第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定により諮問をした実施機関を除く。」を加え、同条第５項を削る。
第１０条第１項中「審議会は、」の次に「第２条の２第１号又は第３号に掲げる事務に係る事件に関し、」を加える。
第１１条中「審査請求人等は、」の次に「第２条の２第１号又は第３号に掲げる事務に係る事件に関し、」を加える。
第１２条中「（同条第５項において準用する場合を含む。）」を削る。
第１３条第１項中「審査請求人等は、」の次に「第２条の２第１号又は第３号に掲げる事務に係る事件に関し、」を加え、「（これらの規定を同条第５項において準用する場合を含む。）」を削る。
第１４条中「第２条第１号又は第３号」を「第２条の２第１号から第３号まで」に改める。
第１５条中「第２条第１号」を「第２条の２第１号」に改める。
附　則
１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。
２　この条例の施行の日前にされた熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４

年熊本県条例第４４号）附則第２項の規定による廃止前の熊本県個人情報保護条例（平成１２年熊本県条例第６６号）第１４条第１項若しくは第２項（同条例第２３条第２項及び第２５条の４第２項において準用する場合を含む。）、第２３条第１項又は第２５条の４第１項の規定による請求に係る改正前の熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の規定の適用については、なお従前の例による。

熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和４年１２月２７日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４４号

熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業の管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

２　前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

（個人情報ファイルに係る帳簿の作成及び公表）

第３条　実施機関は、その定めるところにより、保有している個人情報ファイル（法第７４条第２項第９号に掲げるものに限る。）について、それぞれ同条第１項第１号から第７号まで、第９号及び第１０号に掲げる事項並びに政令第２１条第６項に規定する事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

２　前項の規定は、法第７５条第２項各号に掲げる個人情報ファイル（法第７４条第２項第９号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

３　第１項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第７４条第１項第５号若しくは第７号に掲げる事項を第１項に規定する帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載しないことができる。

（保有個人情報の開示義務）

第４条　法第７８条第２項の規定により読み替えて適用する同条第１項の情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1)　熊本県情報公開条例（平成１２年熊本県条例第６５号）第７条第２号ウに規定する公務員等（以下「公務員等」という。）の同号ウに規定する職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の氏名（警察職員及びこれに準ずるものとして実施機関が定める公務員等の氏名並びに法第７８条第１項各号（第２号を除く。）に掲げる情報のいずれかに該当するものを除く。）

(2)　熊本県情報公開条例第７条第３号ただし書に規定する法人等又は個人の名称又は氏名（法第７８条第１項各号（第３号を除く。）に掲げる情報のいずれかに該当するものを除く。）

（開示決定等の期限）

第５条　開示決定等は、開示請求があった日から１５日以内にしなければならない。ただし、法第７７条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第６条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から４５日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)　この条の規定を適用する旨及びその理由

(2)　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求に係る手数料等）

第７条　法第８９条第２項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。
２　法第８７条第１項の規定により写しの交付又は実施機関が定める方法により開示を受ける者は、当該写しの交付又は当該実施機関が定める方法に要する費用を負担しなければならない。
（審査請求の手続における諮問）
第８条　法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問は、法第１０６条第２項において読み替えて適用する行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２９条第２項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
２　実施機関は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、法第１０５条第３項において準用する同条第１項に規定する審査請求に対する裁決を行わなければならない。
（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）
第９条　法第１１９条第３項の規定により納付しなければならない手数料の額は、２１，０００円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
(1)　行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間１時間までごとに３，９５０円
(2)　行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）
２　法第１１９条第４項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)　次号に掲げる者以外の者　法第１１５条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第１１９条第３項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
(2)　法第１１５条（法第１１８条第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者　１２，６００円
３　前２項の手数料は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結しようとする者が、当該契約を締結するときに納付しなければならない。
（審議会への諮問）
第１０条　実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成３１年熊本県条例第９号）第２条の熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。
(1)　この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
(2)　前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
（委任）
第１１条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。
（熊本県個人情報保護条例の廃止）
２　熊本県個人情報保護条例（平成１２年熊本県条例第６６号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
（経過措置）
３　この条例の施行の際現に旧条例第２条第５号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第１１条の規定による職務上知り得た旧条例第２条第１号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
４　この条例の施行前において旧条例第１３条第３項の事務に従事していた者に係る同項の規定による当該事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
５　この条例の施行の日前に旧条例第１４条第１項若しくは第２項（旧条例第２３条第２項及び第２５条の４第２項において準用する場合を含む。）、第２３条第１項又は第２５条の４第１項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する行政文書に記録されている自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
６　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第４４条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。
(1)　この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
(2)　附則第４項に規定する者

７　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第４５条に規定する行政文書に記録された個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。
８　この条例の施行前にした行為及び附則第３項から第５項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和４年１２月２７日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４５号

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年熊本県条例第５３号）の一部を次のように改正する。
第４条第２号ア中「１５，８００円」を「１６，１００円」に改め、同号イ中「７，５６０円」を「７，７００円」に改める。
第８条中「第１４２条第１項第３号」の次に「又は第４号」を加え、同条第１号中「７円５１銭」を「７円７３銭」に改め、同条第２号中「３７５，５００円と５円２銭」を「３８６，５００円と５円１８銭」に改める。
第１１条第１号中「５２５円６銭」を「５４１円３１銭」に、「３１０，５００円」を「３１６，２５０円」に改め、同条第２号中「２７円５０銭」を「２８円３５銭」に、「５７３，０３０円」を「５８６，９０５円」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和４年１２月２７日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４６号

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（平成２１年熊本県条例第１８号）の一部を次のように改正する。
第３条中「当該計画が第２号」の次に「又は第９号」を加え、同条第９号中「前８号」を「前各号」に、「としてと」を「として」に改め、同号を同条第１０号とし、同条第８号の次に次の１号を加える。
(9)　私的整理に関する指針として知事が認めるものに基づき策定された、事業の再生に関する計画又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に関する計画

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和４年１２月２７日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県条例第４７号

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和４４年熊本県条例第１号）の一部を次のように改正する。
第１条中「負担金」という。）」の次に「並びに法第９０条の２第１項の規定により県が徴収する国営土地改良事業に係る特別徴収金」を加える。
第３条第１項中「の額」の次に「（当該国営土地改良事業に要する費用に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額（以下「国の消費税等相当額」という。）が含まれる場合には、当該国の消費税等相当額を除く。）」を、「定める額」の次に「（当該国営土地改良事業に要する費用に国の消費税等相当額が含まれる場合には、当該国の消費税等相当額を加える。）」を加える。
第４条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項第１

号中「により災害復旧」の次に「又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）」を加え、「当該災害復旧」を「当該災害復旧等」に、「土地改良法施行令（昭和２４年政令第２９５号。以下「令」という。）第５２条第１項第１号の２」を「令第５２条第１項第１号の３」に改め、同項を同条第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、国営土地改良事業に要する費用に国の消費税等相当額が含まれる場合における当該国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分については、土地改良法施行令（昭和２４年政令第２９５号。以下「令」という。）第５２条の２第１項ただし書の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して知事が定める支払の方法により徴収する。

第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（特別徴収金）

第５条　県は、国営土地改良事業（法第８７条の２第１項の規定により国が行う同項第１号の事業、法第８７条の４第１項又は法第８７条の５第１項の規定により国が行う土地改良事業及び法第９０条第８項に規定する国営市町村特別申請事業を除く。以下この項及び第３項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき法第３条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第１１３条の３第３項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域については当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後８年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（令第５３条の８及び令附則第５条に規定する用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（法第３６条の３第１項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既にその者が当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合又は令第５３条の９各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から、特別徴収金を徴収する。

２　前項の場合には、第２条第２項の規定を準用する。

３　第１項の規定により県が徴収する特別徴収金の額は、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を差し引いて得た額以内で、知事が定める額とする。

(1)　国営土地改良事業につき法第９０条第１項の規定により県が負担する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該国営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該国営土地改良事業によって当該土地が受ける利益を勘案して令第５３条の１１第２項において準用する同条第１項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額

(2)　当該国営土地改良事業につき第２条の規定により徴収する負担金若しくはこれに相当する額の金銭又は法第９０条第５項若しくは第９項の規定により徴収する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該国営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該国営土地改良事業によって当該土地が受ける利益を勘案して令第５３条の１１第２項において準用する同条第１項の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た額

附　則

この条例は、公布の日から施行する。